

電子入札の事前準備について（受注者用）

吉野川市では、徳島県の電子入札システムを共同利用する形で電子入札を実施している為、**徳島県の電子入札システムに未登録の業者**については以下の手順で準備をしていただく必要があります。（※既に登録済の業者についても、本市の入札に参加する上で事前準備が必要な場合があります。⇒ 詳細については、 **3 業者番号の取得** を参照ください。）

1 機器等の準備

電子入札では、入札手続きをインターネットを利用して行うため、インターネットに接続できるパソコンが必要です。既にお持ちのパソコンを使用する場合、新規に購入する場合を問わず、パソコンの性能（スペック）、ソフトウェアなどによっては電子入札システムに接続できないことがありますので十分にご確認のうえ準備してください。

機器等の要件について（ <http://e-nyusatsu.pref.tokushima.jp/03prepare/01.html> ）

2 電子証明書（ICカード）とカードリーダーの購入

電子入札システムを利用するためには、電子入札コアシステム対応認証局から発行されたICカードとICカードリーダー（ICカードの情報をパソコンに読み込む）等が必要となります。購入先等については、対応できる認証局が複数ありますので、ホームページ等で費用やサービス内容を確認のうえ、各事業者（受注者）の判断において選択してください。なお、ICカード作成の際の名義人は入札参加資格者申請書に記載されている「代表者」（ただし、代表者から入札契約に関する年間委任を受けている者がいる場合はその受任者）に限りますのでご注意ください。

電子入札コアシステム対応認証局お問い合わせ先一覧

（ <http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/linkpage/link5/link5j/link5j-3toiawaseitiran.htm> ）

※ ICカード・カードリーダーに関するパソコンの設定は、必ず認証局のマニュアルに従い、不明な点は認証局にお問い合わせのうえ行ってください。

ICカードリーダーのパソコンへの接続と設定について

（ <http://e-nyusatsu.pref.tokushima.jp/03prepare/03.html> ）

3 業者番号の取得（ICカード・カードリーダーの準備と並行して準備可）

電子入札システムを利用するには、事前に準備した電子証明書（ICカード）・カードリーダー等を使用し、システムから利用者登録をする必要があります。利用者登録をする際、『業者番号（※1）』が必要となりますので、**[i]** 業者番号の取得がまだの業者については、下記の要領により取得手続きを行ってください。また、**[ii]** 既に業者番号を取得し、徳島県の電子入札システムに参加していても業者番号の追加取得が必要な場合（※2）がありますので、その場合についても取得手続きを行ってください。

- ※1 業者番号は、通常、徳島県に入札参加資格申請書提出後、後日送付される一般競争入札(指名競争入札)参加資格認定通知書等に記載されています。
- ※2 ここでいう追加取得が必要な場合とは、本市に指名願の提出があり且つ委任先(支店等)を設けている業者のうち、本店又は別支店が既に徳島県の電子入札システムに登録している場合を指します。この場合、本市では、提出書類中の委任状に記載された『支店等(受任者)』を相手方として指名通知書の発行・入札及び契約手続を行う為、既に取得している業者番号とは別に当該支店名等で業者番号を追加取得してもらう必要があります。

[i] 業者番号を未取得の場合（取得方法1，2どちらか一方を選択）

取得方法1 徳島県の入札参加資格申請受付期間に、徳島県へ申請書を提出することで、後日、県から送付される一般競争入札(指名競争入札)参加資格認定通知書等により業者番号を取得。

取得方法2 吉野川市より徳島県知事宛に、新たに電子入札参加を希望する業者の情報を集めた『徳島県電子入札システム利用申請書』を提出することで県に業者登録を行い、業者番号を取得。申請書提出時期については、毎年4月末と9月末（年2回）の予定。本方法により電子入札参加を希望される場合、各申請書提出時期前（4月中旬 or 9月中旬）までに建設部監理課契約係までご連絡ください。

（2の手続きを取る場合、本市に対して事前に、番号取得を希望する本店・支店の業者情報【名称、代表者指名、住所、電話番号、Eメールアドレス等】をお教えしていただく必要があります。）

[ii] 本市に指名願の提出があり且つ委任先（支店等）を設けている業者のうち、本店又は別支店が既に徳島県の電子入札システムに登録している場合

重要この場合、本市では、提出書類中の委任状に記載された『支店等(受任者)』を相手方として指名通知書の発行・入札及び契約手続を行う為、既に取得している業者番号とは別に当該支店名等で業者番号を追加取得してもらう必要があります。

取得方法3 取得方法2と同様の手続きにより業者番号を取得

4 電子入札システムから利用者登録をする

ICカードリーダーの接続後、最初に、電子入札システムから利用者登録をする必要があります。

①電子入札システムの起動：[徳島県電子入札ホームページ]→[電子入札システム]

徳島県電子入札ホームページ(<http://e-nyusatsu.pref.tokushima.jp/>)

②電子入札システム起動後、[利用者登録]→[利用者登録処理]→[登録]の項目を選択し、PIN番号の入力後に登録画面にて必須事項を入力してください。

※利用者登録の最後に、必ず利用者情報の印刷をしてください。

電子入札の準備に関して、その他ご不明な点等ありましたら吉野川市役所建設部監理課契約係までご連絡ください。ご連絡の前には、必ず、徳島県電子入札ホームページ内の『よくある質問』に同じ質問内容がないことを確認してください。

よくある質問(<http://e-nyusatsu.pref.tokushima.jp/04faq/index.html>)

〒 776-8611

徳島県吉野川市鴨島町鴨島 1 1 5 番地 1

建設部監理課契約係 TEL 0883-22-2252 FAX 0883-22-2239